

# JOBIS町内会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称・事務所）

本会は「JOBIS町内会（町内会）」と称し、事務所は会長宅に置く。

### 第2条（区域）

本会の対象区域は、区 町の×番 号から 番×号までとする。

### 第3条（目的）

会員同士の親睦を深め、安全で明るく住みよい地域をつくることを目的とする。

### 第4条（活動内容）

この目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 親睦活動
2. 社会福祉の推進
3. 青少年の健全育成
4. 防犯・防火・災害対策
5. 環境美化
6. 保健衛生の推進
7. 市政との連携
8. その他必要な活動

## 第2章 会員

### 第5条（会員資格）

本会の区域内に住む世帯を会員とする。地番をもとに班を編成し、各班に班長を置く。

### 第6条（会費）

会費は総会で定め、会長が指定した期日までに納める。

入会した月の翌月から、退会した月までの分を納める。前納分は退会翌月分から返金される。

### 第7条（入会）

入会には申込書を会長に提出すること。正当な理由なく入会を拒んではならない。

### 第8条（退会）

以下の場合は退会とする。

- 区域外に転出したとき
- 本人から退会届が提出されたとき

## 第3章 役員

### 第9条（役員構成と選出）

会長1名、副会長若干名、会計若干名、理事若干名（班長）、監事若干名

- 会長・副会長は役員会の協議と総会の承認を得る
- 会計は会長が選出、役員会の承認が必要
- 監事は会員から総会で選出

### 第10条（役員の職務）

- 会長：会務全体の統括
- 副会長：会長補佐、会長不在時の代理
- 会計：金銭管理
- 理事：会務執行
- 監事：会計監査

### 第11条（任期）

役員の任期は1年。再任可。補欠役員は前任者の残任期間まで。後任決定までは現職が業務継続。

### 第12条（専門部会）

必要に応じ専門部会を設置。詳細は会長が役員会の協議を経て決定。

### 第13条（報酬）

役員は無報酬。ただし出張などにかかる交通費・弁当代は役員会決議と総会承認のもと支給可。

### 第14条（顧問・相談役）

置くことができる。会長が役員会の承認を得て委嘱する。

## 第4章 会議

### 第15条（会議）

会議は「総会」と「役員会」の2種類とする。

### 第16条（総会）

- 通常総会：毎年当初に開催
- 臨時総会：会長判断または会員の1/3以上の請求で開催
- 審議内容：
  1. 活動計画と報告
  2. 予算と決算
  3. 会則の改正
  4. その他重要事項

- 成立条件：会員の過半数出席（委任状含む）
- 可否同数の場合は議長判断
- やむを得ない場合は書面開催可（過半数の書面回答が必要）

#### 第17条（役員会）

- 会長が必要と認めたときに招集
- 会務運営に関する事項を審議
- 書面開催も可（役員の過半数の書面回答が必要）

### 第5章 会計・資産

#### 第18条（資産の構成）

1. 財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 活動による収入
4. その他の収入

#### 第19条（管理）

資産は会長が管理し、その方法は役員会で定める。

#### 第20条（事業計画・予算）

会長が案を作成し、会計年度前に総会で承認を得る。

#### 第21条（決算報告）

会計年度終了後3か月以内に、会長が書類を作成し、監事の監査後に総会で承認を受ける。

#### 第22条（会計年度）

毎年4月1日～翌年3月31日

### 第6章 補則

#### 第23条（会則の改正）

会則の改正は総会の議決による。別表の変更は役員会の承認で可。

その他の実務については会長が役員会にはかって定める。

附則：この会則は令和　年×月　日から施行する。